

特別高圧電力利用事業者 緊急支援金のご案内

電気料金高騰の影響を受けている事業者のうち、特別高圧電力を利用する中小企業の電気料金の一部を支援します。

※特別高圧とは、大型商業施設や工場などの施設において受給電圧が7,000ボルト以上の電力のことです。

○対象事業所

道内で特別高圧電力を利用する中小企業(以下のいずれかを満たすこと)

- ・特別高圧電力の受電契約を締結していること
- ・特別高圧電力を受電している施設内において電気を使用していること
(ただし、みなし大企業は除く)

○対象期間・支援金単価

対象期間		支援金単価
1	2026年(令和8年)1月・2月利用分	2.3円／kwh
2	2026年(令和8年)3月利用分	0.8円／kwh

Q&A

Q 「中小企業」の定義はなんですか？

A 次のとおりです。(下記のA Bいずれかを満たす事業者)

Q 申請受付はいつからですか？

A 現在準備中です。2026年4月上旬頃に道のHP等でお知らせする予定です。

業種	A資本金の額又は出資の総額	B常時使用する従業員の数
①製造業・建設業・運輸業・その他業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

Q 「みなし大企業」とはなんですか？

A みなし大企業とは、以下の①～⑤のいずれかに該当する中小企業のことをいいます。

- ① 発行済株式又は出資価格の総額の2分の1以上同一の大企業が所有している。
- ② 発行済株式又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している。
- ③ 大企業の役員・職員を兼ねる者が、役員総数の2分の1以上を占めている。
- ④ 発行済み株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する中小企業が占めている。
- ⑤ ①～③に該当する中小企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数のすべてを占めている。



北海道経済部地域経済局中小企業課経営支援係 011-204-5331

北海道HP「特別高圧電力利用事業者緊急支援事業

(令和8年1月～3月)」

URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/243189.html>

